

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

申立期間当時は、A商を営んでおり、毎年確定申告を会計事務所に委託していた。もし、保険料に未納があれば会計事務所が指摘するはずである。領収書は日記帳に添付して7年程度保存していたが、既に処分してしまった。

付加保険料を含め保険料は間違いなく納付していたので記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて現年度内に納付している上、昭和50年12月から夫婦一緒に付加保険料も納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の期間について、付加保険料も含めて納付していること、当時、住居の異動等による生活環境の変化が無かったことを踏まえると、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年1月まで
無職で収入が無かったので申立期間が未納となっていたが、再就職したので、後から5か月分をさかのぼって納付した。
納付記録を確認すると、その間が未納となっているので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金保険料の過年度納付が可能であり、さかのぼって納付したとする保険料額は当時の保険料額とおおむね一致している上、近所の銀行において、納付書により保険料を納付した記憶があるとの申立人の説明は、ほかに国民年金保険料の納付記録が無いことから、他の納付と混同することはあり得ず、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立期間以外の一部に短期間の未納があるが、国民年金保険料の申請免除をするなど国民年金保険料の納付に対する関心は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和58年1月から平成4年3月まで

商店を夫と共に営んでおり、いつごろか忘れたが国民年金の未納保険料を10年ぐらいさかのぼって支払うことができると聞いて、夫がA市B区役所に手続に行った。その時に10年分を納付して、その後の納付は、夫が自分の国民年金保険料を払うときに一緒に私の保険料も払ってきたと記憶している。

夫は、昭和58年4月から平成4年3月までの期間を含めて年金をもらっているので、私の納付期間が中抜けになっていることはどう考えてもおかしい。

申立期間について、未納であることに納得ができないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与しておらず記憶が不明確である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月に夫婦連番で払い出されており、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったものと認められる。

また、特例納付（昭和48年改正国民年金法附則第18条。以下同じ。）により昭和38年4月から48年3月までの10年間の保険料をさかのぼって納付している事実が、社会保険庁の保管する記録により確認できる。

2 しかしながら、申立期間①について、申立人に係る社会保険庁が保管す

る記録、社会保険事務所が保管する特殊台帳及びA市役所が保管する国民年金過年度納付記録簿のすべてが未納期間で一致しており、かつ、申立人の夫も未納期間になっていることから、申立人が、申立人及びその夫の保険料を一緒に納付していたとの供述を裏付ける情報は得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年6月の時点では、申立期間①の保険料は時効が経過しておらず、過年度保険料として納付可能であったが、社会保険庁の記録によると50年12月に特例納付により38年4月から48年3月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立人が、過去の未納保険料を納付開始したのはこの時期であると考えられ、この時点では、当該期間のうちの48年4月分から同年9月分までの保険料は、時効により納付できず、かつ、申立人は過年度納付が可能であった48年10月から49年3月までの保険料を特例納付とは別に納付した記憶も無い。

- 3 申立期間②について、申立期間が9年3か月と長期間であるとともに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録は申立期間①の直後の昭和49年4月から満60歳到達時まで完納となっているところ、申立人の申立期間②の前後の期間における納付年月日は夫の納付年月日と相違する部分が散見され、申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付したとする主張は不自然である。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和58年1月から同年3月までの保険料について、社会保険庁の記録では未納とされているが、A市の被保険者台帳の記録では57年10月から同年12月までの保険料が未納とされ、58年1月から同年3月までの保険料は58年4月13日に納付済みと記録されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年10月ごろA市役所の職員が夫の実家であるB店を訪れ、国民年金制度の説明をしてくれたので、その場で加入手続をした。36年4月分から同年9月分までの保険料夫婦二人分を合わせて1,200円を納付し、国民年金手帳もその時二人分をもらった。

また、昭和40年か41年ごろC社会保険事務所から国民年金保険料の未納分を納付するようにとの振込用紙が届き、私の36年10月から39年3月までの分3,000円、夫の36年10月から37年1月までの分及び39年2月から同年3月までの分600円の合わせて3,600円をD特定郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは納得できないので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料について申立人は、「36年10月ごろA市の職員が夫の実家であるB店を訪れ、国民年金制度の説明を受け、その場で加入手続し、夫婦二人分の保険料を合わせて1,200円納付し、そのとき二人分の国民年金手帳をもらい、その手帳には、それぞれ印紙が6枚ずつ貼付ちようふされていた。」と供述しており、申立人の夫も同様の供述をしていることから、基本的に信用できる。

また、申立人の夫の昭和36年10月から37年1月までの国民年金保険料については、A市が保管する国民年金被保険者台帳により、49年2月1日

に特例納付（昭和 48 年改正国民年金法附則第 18 条）されていることが確認できる。

さらに、特例納付の「先に経過した月の未納分から順次行う。」との原則により、その夫の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料（納付日不明）について、特例納付を行う前の時点で既に納付されていたと推定できることから、申立人の申立期間のうち 36 年 4 月から同年 9 月までの期間についての保険料が納付されていないことは不自然である。

- 2 一方、昭和 36 年 10 月から 39 年 3 月までの保険料について、申立人は「40 年か 41 年ごろ C 社会保険事務所から国民年金保険料の未納分を支払うようにと振込用紙が送付されてきて、夫婦二人分の保険料を合わせて 3,600 円納付した。」と供述しているが、申立人の夫に係る A 市役所が保管する国民年金被保険者台帳から、36 年 10 月から 37 年 1 月までの夫の保険料 3,600 円（特例納付時の月額保険料 900 円）を 49 年 2 月 1 日に納付したことが確認できることから、申立人が夫婦二人分を合わせて 3,600 円納付したとする供述と一致しないこと及び申立人の保険料については 40 年か 41 年ごろの時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であるなど、その供述内容は全体的に不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付については、昭和40年4月に結婚した後、妻が行った。申立期間について妻が国民年金保険料を納付済みとされているにもかかわらず、私が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、その前後の加入期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、3か月と短期間である。

また、申立期間②は、申立人夫婦が昭和48年からA店を経営し、生計が同一だったことを踏まえると、申立人の妻が納付済みとなっているのに、申立人の納付記録が無いのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、109か月と長期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻からも、国民年金の加入時期、納付方法及び納付金額の明確な供述を得られないため、申立人の国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立人夫婦は、昭和40年からA店の経営を始めるまでB店に勤務し、C市の集金人が当該勤務先へ集金に来てくれたと主張しているが、集金人が夫婦二人分の国民年金保険料を勤務先で収納していたことを確認できる

供述も、当時の同僚等からは得られなかった。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 44 年 11 月以降と推定されるが、この時点では、申立期間は一部時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成3年3月まで
昭和63年4月ごろ、父がA市役所において国民年金の任意加入の手続を行った。
国民年金保険料は、平成3年4月に私が就職するまで、父が金融機関において納付した。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続を行ったとしているが、その父は、申立人の母が、結婚前から勤務していた事業所を退職する時、一時金を受け取り、当該事業所での勤務期間が年金受給額に反映されず後悔したことから、夫婦で相談し、子供については、確実に年金が受給できるようにしようと考え、昭和63年4月にA市役所において、申立人の国民年金の任意加入の手続を行ったとしており、父が国民年金の加入手続を行った動機は、明確である。

また、申立人は、その父が、母についても、確実に年金を受給できるよう、結婚後、父が母の国民年金の加入手続を行ったとしているが、母は、昭和48年5月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまで、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、その父が、妹についても、確実に年金を受給できるよう、国民年金の加入手続を行ったとしているが、妹は、平成4年9月の20歳の時に国民年金に加入し、保険料をすべて納付している。

これら状況から、申立人の父が、申立人の母と妹の国民年金の加入手続を行っていないながら、申立人についてのみ、国民年金の加入手続を行わなかったとは考え難く、申立人の妹は、自身の国民年金加入手続を申立人の父が行っ

た際に、申立人も国民年金に加入していたことを話していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 798 (事案 66 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

先の申立てでは、申立期間(昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで)の記録の訂正が認められなかったが、その後、新たな資料として、申立期間の国民年金保険料を一括納付するため、金融機関の口座から預金を引き出した記録が見付かったので、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の母が行ったとしており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、その母の加入手続に係る記憶にも実態と齟齬がみられること、②申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 1 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初決定後に、申立人の母親が当時の状況を改めて整理したところ、年金手帳に記載の資格取得年月日を加入手続の時期と誤解しており、実際は昭和 62 年ごろ A 市 B 区役所で加入手続を行ったこと、及び同年 8 月ごろに申立期間の保険料を納付した記憶が明らかになるとともに、当時の C 信用金庫 D 支店普通預金元帳の入出金記録が新たな資料として提出された。これについては、申立人の国民年金手帳記号番号は 62 年 5 月以降に払い出されている上、このころに、同預金口座から申立期間に係る保険料額以上の金額が支出されており、申立人の母が、保険料を納付することが可能であったことが確認でき、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間は、12 か月と短期間であり、申立期間以降、申立人の保険料はすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和50年7月から51年3月まで

昭和47年6月の結婚を契機に夫婦で国民年金に加入した。夫が加入手続きを行い、その後、自分が役場などで国民年金保険料を納付した。申立期間については、子供の入退院、出産などで、納付が遅れたが、申立期間①の保険料は50年5月ごろに、申立期間②の保険料は51年4月ごろにそれぞれA市役所でまとめて納付した。納付金額も、それぞれ1万800円、9,900円とのメモ書が有ったと記憶している。領収書は紛失し、家計簿などの納付関連資料も廃棄したため残っていないが、申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、両申立期間および1年間の申請免除期間を除き、昭和47年4月から平成20年9月までの34年間にわたり国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意識は夫婦共に高かったものと認められる。

また、申立人の供述は、国民年金保険料の金額、納付場所、時期などに関して具体的かつ詳細であり、申立内容は信憑性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間①については、申立人所持のメモ控えには「49年4月から50年3月まで2,700(3か月分)×4(期)=10,800円×2口(夫婦二人分)、50年5月A市役所支払」と記載されており、この金額は昭和50年1月から同年3月までの保険料改定(3か月3,300円)が考慮されていないものの、改定による増額分を除くと申立期間①の保険料金額と一致する。

加えて、申立期間②については、申立人のメモ控えには、「50年7月から

51年3月まで $3,300 \times 3 = 9,900$ 円 \times 2口、51年4月市役所窓口支払」と記載されており、この金額は申立期間②の保険料金額と一致し、A市役所会計課窓口で納付可能であったなど納付場所等の説明にも不合理な点は無い。

このほか、両申立期間の前後についてみると、申立期間①直前の昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人が所持する領収書の納付年月日と社会保険事務所の記録に記載された納付年月日が異なっているほか、同記録では、49年1月から同年3月までの保険料は過年度納付であるにもかかわらず現年度納付済みの記録になっていること、申立期間②から2年半後の53年10月から54年3月までの期間については、社会保険事務所の記録では未納とされていたが、申立人が所持する領収書によって記録訂正されていることなど、両申立期間の前後において、社会保険事務所の記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和50年7月から51年3月まで

昭和47年6月の結婚を契機に夫婦で国民年金に加入した。自分が加入手続を行い、その後、妻が役場などで国民年金保険料を納付した。申立期間については、子供の入退院、出産などで、納付が遅れたが、申立期間①の保険料は50年5月ごろに、申立期間②の保険料は51年4月ごろにそれぞれA市役所でまとめて納付した。納付金額も、それぞれ1万800円、9,900円とのメモ書があったと記憶している。領収書は紛失し、家計簿などの納付関連資料も廃棄したため残っていないが、申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、両申立期間および1年間の申請免除期間を除き、昭和47年4月から平成20年9月までの34年間にわたり国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意識は夫婦共に高かったと認められる上、申立人は、15年10月以降、国民年金に任意加入し付加保険料も納付している。

また、申立人の供述は、国民年金保険料の金額、納付場所、時期などに関して具体的かつ詳細であり、申立内容は信憑性^{しんぴょう}が高いと考えられる。

さらに、申立期間①については、申立人所持のメモ控えには「49年4月から50年3月まで2,700(3か月分)×4(期)=10,800円×2口(夫婦二人分)、50年5月A市役所支払」と記載されており、この金額は昭和50年1月から同年3月までの保険料改定(3か月3,300円)が考慮されていないものの、改定による増額分を除くと申立期間①の保険料金額とほぼ一致する。

加えて、申立期間②については、申立人のメモ控えには、「50年7月から51年3月まで $3,300 \times 3 = 9,900$ 円 \times 2口、51年4月市役所窓口支払」と記載されており、この金額は申立期間②の保険料金額と一致し、A市役所会計課窓口で納付可能であったなど納付場所等の説明にも不合理な点は無い。

このほか、両申立期間の前後についてみると、申立期間①直前の昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人が所持する領収書の納付年月日と社会保険事務所の記録に記載された納付年月日が異なっているほか、申立期間②から2年半後の53年10月から54年3月までの期間については、社会保険事務所の記録では未納とされていたが、申立人が所持する領収書によって記録訂正されていることなど、両申立期間の前後において、社会保険事務所の記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成10年4月から12年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から12年11月まで

平成4年10月に国民年金に加入したが、平成5年度からは厚生年金保険の加入期間と海外渡航期間を除いて毎年国民年金保険の免除申請を行っている。10年度から12年度までは当時の夫と二人分の免除申請の書類を郵送したが、元夫の免除記録は有るが、私の免除記録が無い。私が免除申請書を郵送し、手続をしたことは間違いないので、申立期間を申請免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人自身が夫婦二人分の申請免除の手続を行ったと主張しており、申立人の夫の納付記録によると、当該期間は免除承認期間とされている上、申立人自身についても、当該期間は免除要件に合致する期間でもあることから、申立人の夫のみ免除を承認されることは不自然である。

また、申立人は、二人分の免除申請書を2通提出したと鮮明に記憶しており、平成5年4月から20年3月まで、申立期間を除き、申請免除8回及び学生納付特例5回の手続を行い、各々免除が認められていることから、免除申請手続に習熟していたものと考えられ、申立期間についても申立人が国民年金保険料の免除申請手続を適切に行ったとみるのが自然である。

さらに、免除申請手続は、通常、年度内に処理されるが、社会保険庁及びA市の記録では、申立期間前の、平成9年に行われた免除申請は、いずれも14年3月に事務処理されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年8月までの期間、59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年8月まで
② 昭和59年2月及び同年3月

私の夫は公務員であるが、昭和37年ごろ、夫の兄嫁から「将来のことを考えたら国民年金に加入しておいた方がいいよ。」との話があったので、国民年金に任意加入した。

夫は転勤が多いため、申立期間①に係る国民年金保険料の納付場所はA市かB市か明らかでないが、納付した記憶があり、申立期間②に係る保険料はC町で納付している。

私の保険料の納付は、夫がきちんと管理していたので未納は無いはずである。当時の領収書等は保管していないが、申立期間について保険料の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人及びその夫は昭和32年6月14日に結婚し、申立人は、37年8月から国民年金に任意加入して両申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。
- 2 申立期間①については、社会保険事務所の特殊台帳の記録から、申立期間前の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料及び申立期間後の42年9月から44年12月までの保険料を第1回の特例納付（実施期間は昭和45年7月から47年6月まで）で47年6月に納付したことが確認することができることから、申立期間のみ納付しなかったとは考え難く、特例納付を行う時点で既に納付済みであったと考えるのが自然である。

3 申立期間②については、申立期間が2か月と短期間である。

また、申立期間前の昭和57年4月から58年1月までの期間及び申立期間後の59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料は、2か月から4か月分の保険料を現年度でまとめて納付していることが、C町の保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードから確認できることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、当該期間の前後を通じて、住所や申立人の夫の職歴等、生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料を納付できなくなるような事情は見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日は18年2月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年4月1日から18年2月まで

昭和15年4月1日にA社に入社、18年2月に技術指導のため退職し、B社に勤務した。同時に入社し、退職した同僚3人の名前を記憶しているので、申立期間については、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人と生年が相違する（大正15年が大正13年になっている。）同姓同名の被保険者記録が確認できるとともに、その資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は18年2月1日とされており、申立期間内となっている。

また、申立人が、当該事業所に同時に入社し、一緒に退職したとする同僚3人については、申立期間における厚生年金保険の被保険者としての記録が存在し、このうち聴取できた二人は「申立人とは同じ仕事をしており、入社も退職も一緒であった。」と供述していることから、上記の申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び18年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行い、申立人の給与から同期間に係る厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する、社会保険業務

センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち昭和 15 年 4 月 1 日から 17 年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法（昭和 17 年 6 月施行）に基づき厚生年金保険の前身である労働者年金保険制度が発足する以前の期間であり、当該期間について申立人は厚生年金保険被保険者として認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年6月から同年9月までは9万8,000円、同年10月及び同年11月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月26日から同年12月1日まで

申立期間はA病院に勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和61年6月26日喪失となっている。同年の6月から11月までについても厚生年金保険料を控除されており、この間の給与明細書もあるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA病院に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、昭和61年6月から同年9月までは9万8,000円、同年10月及び同年11月は13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A病院は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同病院は適用業種の事業所であり、複数の同僚の供述により、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、当該事業所が昭和 61 年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であるため確認できないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和41年6月1日、資格喪失日は、42年2月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から42年2月26日まで

高校卒業後、昭和41年6月1日に友人の紹介でA社に入社し、42年2月25日に退社するまで継続して勤務していた。当時の厚生年金保険被保険者証も持っているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び申立人から提出のあった厚生年金保険被保険者証から、申立人は、昭和41年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、この日付は、雇用保険の記録による被保険者資格取得日と一致する。

また、雇用保険の記録では、申立人の離職日を昭和42年2月25日としており、申立人が同日まで継続して勤務していたことが認められることから、厚生年金保険の資格喪失日を同年2月26日とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立人に係る被保険者原票は見当たらないものの、同原票において、健康保険の整理番号が3人分欠番（昭和41年6月1日から同年9月1日取得分）となっており、この中に申立人に係る被保険者原票があったものと考えられることから、社会保険事務所において何らかの事務的な誤りにより、申立人の被保険者原票が欠落した可能性が認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚に係るA社における社会保険事務所の記録により、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月26日から47年3月1日まで

B社の店員として、A社に昭和42年5月1日付けで採用され、49年1月1日まで継続勤務していた。厚生年金保険料は、毎月確かに給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間においてB社（現在は、C社。以下同じ。）に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てているが、当該事業所は、A社のD部門として、A社事務局とは異なる住所地に所在していたところ、昭和42年8月1日にA社の職員であったE氏が買収して個人事業所として立ち上げたことが複数の同僚、A社の元事務局長二人及びC社営業部長の供述から判断して推認することができ、また、56年7月3日に法人事業所になったことが当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本（商業）により確認することができる。

2 申立期間のうち、昭和42年7月については、雇用保険の記録のほか、後述のB社及びA社の両事業所に勤務し、厚生年金保険の資格を取得していたことが社会保険事務所の記録から確認できる申立人の同僚5人のうち、唯一生存しており申立人と同様に店員であったとする同僚一人の供述から判断して、申立人は、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社では、申立期間当時の状況について、事務所移転により当時の資料は保管されていないことから不明としているが、A社に勤務しており、雇用保険の離職日が申立人と同じ昭和42年7月31日であることが確認できる3人の同僚の厚生年金保険の資格喪失日が事業主が交代した日である同年8月1日であることから、申立人のみ資格喪失日を同年7月26日として届出を行うのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和42年7月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和42年7月の標準報酬月額については、申立人に係るA社における社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和42年8月1日から47年3月1日までの期間については、同期間において、雇用保険の記録によりB社に勤務していたことが確認できる同僚一人の供述、雇用保険及び社会保険事務所の記録によりB社に勤務し、厚生年金保険の資格を取得していたことが確認できる同僚3人の供述から判断して、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は、申立期間と一緒に勤務していた同僚の記憶が無い上、当該事業所においても、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については不明である。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和47年3月1日であり、申立人を含む9人が同日に厚生年金保険の資格を取得していることが社会保険事務所の記録から確認できるが、これ以前に当該事業所で資格取得した者は見られない。

加えて、申立人は、昭和42年8月に申立人の夫の健康保険の被扶養者となっていることが、その夫の被保険者原票から確認することができる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道国民年金 事案 803

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私がA町にB業の手伝いに来ていたとき、一年分の国民年金保険料を郵便局で一括納付していた。また、結婚後はA町に居住し、出産するまでの期間、保険料を郵便局で納付していた。

納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間について、郵便局で保険料を納付していたと主張しているが、当時の保険料の納付は、印紙検認方式であり、郵便局では保険料を納付できないことになっている。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から44年3月まで

昭和35年11月15日に婚姻届を提出し、36年2月に20歳になったので国民年金に任意加入した。36年4月から国民年金保険料を納付し続けてきており、未納期間は無いはずだが、37年11月から44年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得して国民年金手帳記号番号の払出しを受け、37年11月に被保険者資格を喪失し、44年4月に再度任意加入により被保険者資格を取得し、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが社会保険庁の記録から確認できる。

申立人は、昭和37年11月に被保険者資格を喪失していること及び再度任意加入したのは44年4月であり、制度上、任意加入被保険者はさかのぼって国民年金に加入することはできないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、36年2月から継続して国民年金に加入していたのであれば、44年4月前後に住所の変更等が無いにもかかわらず、改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは、通常考え難い。

さらに、申立人は、資格喪失及び再加入の手続をした記憶は無く、国民年金保険料の未納はないはずだと主張しているが、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等について記憶がなく、納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年5月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年5月まで

在職中に体調を崩して自己退職をし、昭和45年1月にA市から実家のB町へ戻りC病院で入院療養生活を送っていた。国民年金加入手続は兄若しくは義姉が行ったと思う。納付方法ははっきりと覚えていないが、時々実家が営んでいた店に集金人が来て集金していたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄又はその妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に全く関与していない上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の兄及びその妻は既に死亡しており、国民年金の加入状況や国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から49年11月まで

結婚した昭和41年10月に夫は、制度としては良いが国が制度を継続できるかを懸念し、私が国民年金に加入することを反対したが、結婚式の際、伯母に加入を勧められていたことから、同月に自分でA町役場に行き加入手続を行い、保険料を役場の窓口で納付した。

また、昭和43年1月に、B町役場で国民年金の転居手続を行い、保険料は当初役場の窓口で納付していたが、その後C銀行D支店の銀行口座から口座振替により納付した。

さらに、昭和45年3月には、E社会保険事務所で国民年金の転居手続を行い、保険料はC銀行F支店の銀行口座から口座振替により納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和41年10月にA町役場で国民年金の加入手続及び保険料納付を行い、その場で国民年金手帳に3か月分の領収印を押してくれた。」と主張しているが、A町役場に対する調査では、「加入手続と同時に国民年金手帳を交付することは無い。」としている上、「国民年金手帳の記号番号が付番される以前に保険料を収納することは無い。」との回答を得ていることから申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、昭和43年1月ごろからB町に在住していた一部の期間及び45年3月ごろからG市に在住していた期間の国民年金保険料を共にC銀行の銀行口座から口座振替により納付していたと主張しているが、国民年金保険料の口座振替制度について、B町では平成6年度からは実施していたが、昭和

42年度から44年度までの期間は町の広報紙「広報C」に、国民年金保険の納付勧奨及び免除制度等の記事はあるが、口座振替制度に関する記載が全く無いことから、B町に係る申立期間について口座振替制度が実施されていたことが確認できない。

さらに、G市では昭和50年4月から口座振替制度を実施していたことが既に確認されていることから、申立人の主張とは矛盾する。

加えて、申立期間は98か月と長期間である上、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から同年 10 月までの期間及び 57 年 8 月から 59 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 52 年 2 月から同年 10 月まで
②昭和 57 年 8 月から 59 年 11 月まで

申立期間①については、A社を昭和 52 年 2 月 11 日に退職し、同年 3 月から B 社の現場でアルバイトをしていた。この期間に社会保険事務所などで国民年金の加入手続きを行い、保険料を支払ったかどうかはつきり覚えていない。

申立期間②については、昭和 57 年 8 月から C 市内の D 社に勤めたが、厚生年金保険に加入していない事業所だったため、60 歳になった時に困ると思ひ、E 社会保険事務所に国民年金の切替手続きに行った。

年金手帳を見せて国民年金保険料を納付し、その時小さなレシートのようなものを受領した。年金手帳はもらえなかったもので、これでいいですかと聞いたら、年金手帳の番号で分かるからいいと言われたので、帰宅途中で破棄した。

いずれも領収書等は残っていないが、納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①については申立人の当時の記憶も定かではなく、加入手続き及び納付状況等が不明である。

また、申立期間②について、申立人は社会保険事務所で保険料を納付し、その際に小さなレシートのようなものを受領したとしているが、社会保険事務所では現年度の保険料は納付できない上、レシートのような形状の領収書を発行していた実態は無いことから不合理である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 12 月に払い出されて

いるが、これとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から52年3月まで

私は、昭和45年11月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、63年4月に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料を納付していた。

また、国民年金の加入手続をした際、20歳からの国民年金保険料をさかのぼって納付できるとA市B区役所の担当者から説明を受け、10万3,000円を持って来るように言われたので、母親から当該金額を借用し、同区役所で納付したはずであり、申立期間について、保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間は192か月と長期間である。

2 申立期間のうち、昭和36年4月から45年10月までの期間について、申立人は、45年11月に国民年金に加入し、国民年金制度発足から加入時点までの国民年金保険料10万3,000円をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人が36年4月から国民年金に加入していた場合の加入資格は任意加入となり、制度上、特例納付することはできないほか、当該期間の保険料を第1回目の特例納付で納付した場合の納付額は5万1,750円となることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の状況は確認できない。

3 申立期間のうち、昭和45年11月から52年3月までの期間について、申立人は、国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いと供述している上、国民年金保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶が明確でなく、保険料の

納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期は、前後の被保険者の記号番号払出日から昭和 53 年 3 月ごろと推認されるが、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳に国民年金被保険者資格取得日が昭和 45 年 11 月 1 日と記載されているが、これは国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼって資格取得されたことを示すもので、実際に当該月から国民年金保険料が納付されていたことを示すものとは認められない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 809

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年1月まで

昭和42年ごろ、個人事業を始めたころに取引会社の事務の人に国民年金の加入を勧められ、A市の担当者に職場に来てもらい、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、毎年3月から6月までの間に、市の担当者に職場に来てもらい、1年分の国民年金保険料を一括納付していた。

申立期間について、保険料が未納となっているのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、70か月と長期間である上、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、保険料の納付について、毎年、3月から6月までの間に、当時自分が経営していた会社の事務室において、A市の担当者に1年分の保険料をまとめて納付していたとしているが、当時、当該事業所において経理事務を担当していた申立人の元妻からは、「申立人が国民年金に加入していたことを承知していない。申立人が事務室で保険料を納付していたとすれば、経理を担当していた自分が知らないはずがない。」との供述があった。

さらに、申立人は、保険料の領収書について、A市の担当者からは正規の領収書が渡されず、仮領収書を渡されていたとし、また、時には、名刺の裏に金額を記入したものを領収書の代わりとして渡されたこともあったと述べるなど、申立人の主張する保険料の納付方法には、不自然な点がみられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年3月まで

昭和38年の誕生日(20歳)に、A市役所から勤務先(B院)に納付書が送られてきた。当時の給料は、月1,000円で、月100円の国民年金保険料を納付するのは大変だった。店主が貸してくれたこともあったが、後で、給料から天引きされた。

昭和38年8月ごろから職場の先輩二人から国民年金保険料の納付を頼まれて、一人当たり3か月分300円の保険料を持って、私が、何度かA市C区出張所に納付に行ったことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年の20歳誕生日にA市役所から納付書が送られてきたと主張しているが、申立期間当時、A市の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、国民年金手帳に先行して納付書が送付されることは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金被保険者管理簿索引表から昭和39年10月以降に払い出されたと推定でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付する以外には納付の方法が無いが、過年度保険料をA市C区出張所で納付することはできない上、申立人は、申立期間当時、保険料をさかのぼって納付した記憶が無い。

さらに、申立人が国民年金保険料の納付を頼まれたとする先輩二人のうち一人は、「保険料納付を依頼した記憶は無い。」と供述し、他の一人は「納付を依頼したことがあるが、申立期間であったかどうか覚えていない。」としていることから、当時、申立人に保険料納付を依頼したとする明確な裏付けは得られなかった。

加えて、A市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、昭和 39 年 10 月以前に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない

このほか、申立人が住民登録をしたD町及びE町の国民年金被保険者名簿には、申立期間における国民年金保険料の納付記録は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年2月までの期間、48年6月から51年3月までの期間及び62年11月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年11月から48年2月まで
② 昭和48年6月から51年3月まで
③ 昭和62年11月から63年3月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、詳細を思い出せないが、昭和46年11月ごろに当時のA市B出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料は、結婚する前には同居していた母親が納付し、50年9月に結婚してからは妻が銀行で毎月納付していたと思う。

結婚前は母親が家計を管理していたことから未納であったことは考え難く、結婚後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、妻が納付済みであるのに、自分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年11月ごろにA市B出張所において国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所の記録から申立人の国民年金手帳記号番号は51年3月に払い出されていることが確認でき、そのころに国民年金の加入手続が行われ、申立人の国民年金手帳に記載された「昭和42年x月y日(20歳誕生日前日)」までさかのぼって資格取得されたものと推認できる。(その後、申立人の資格取得日は、平成17年1月6日に、厚生年金保険の資格喪失に合わせて昭和46年11月5日に訂正されている。)

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年3月の時点で、時効により国民年金保険料は納付することができない上、それ以前に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①及び申立期間②のうち婚姻前の期間については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親がこれを行っていたとしているが、申立人の母親からは事情を聴くことができないため、納付方法等、当時の状況は不明である。

- 2 申立期間②のうち婚姻後の期間及び申立期間③は、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、昭和58年4月から63年3月までの期間について、申立人は、すべて納付期限内に納付していることが社会保険庁及びA市の記録から確認できるものの、申立人の妻は、当該期間について過年度納付又は未納となっていることが確認できることから、夫婦二人分の保険料納付は必ずしも同時ではなかったことが認められる。

また、申立期間③については、申立人の妻の国民年金保険料も、社会保険庁の記録及びA市の記録共に未納と記録されている。

- 3 申立人が、すべての申立期間について国民年金年保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和36年ごろ国民年金の加入手続のため、A市のB出張所に行ったが、加入の必要が無いと言われたので、5年ぐらい後に同出張所で国民年金の加入手続を行い、併せて資格取得時点からの国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶がある。

また、国民年金保険料は、私が夫の分も含めて夫婦二人分を納付しており、申立期間について夫は昭和50年に特例納付により納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年ごろに国民年金に加入し、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金被保険者管理簿索引表から昭和36年3月から同年4月にかけて払い出されたと推認できる上、41年ごろは特例納付が実施されておらず、その時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人がさかのぼって納付したとする国民年金保険料の金額は、昭和42年度及び43年度分の保険料を44年2月から同年4月にかけて納付した金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の夫が昭和50年に6回に分けて申立期間の保険料を特例納付した金額等の記憶があいまいであり、申立人の保険料を併せて特例納付したと推認するのは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から52年3月まで

昭和50年2月の会社退職時に勤務先の労務課より、必ず国民年金に加入手続するように説明され、直後にA市B区役所又は同区役所の出張所で手続を行った。国民年金保険料の納付はC銀行D支店で行っており、申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に関する具体的な記憶があまり無いほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月1日に払い出されており、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、申立人に過年度納付した記憶が無く、現在所持している年金手帳のほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳には昭和52年3月の欄に「この月まで不要」と記録されており、A市の保管する過年度納付記録簿の内容と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 26 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 6 月 15 日まで

昭和 31 年 12 月 1 日から 49 年 11 月 30 日まで、A社(本社：B市、以下同じ。) C出張所で勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について、加入した事実が無い旨の回答があった。

また、A社(本社：B市) で勤務している期間中にD社において、昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで厚生年金被保険者となって記録があるが理由は分からない。

申立期間①及び②について、給与から間違いなく厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 34 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人、申立人が名前を挙げた元所長、役員二人及び職員一人の計5人が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、事業主が申立人のみ誤って資格喪失を届け出たとは考え難い上、同名簿に不自然な点はみられない。

さらに、元所長は、「申立期間①の期間は、A社が倒産し、厚生年金保険

の適用事業所に該当しなくなった後において、名称をそのまま使用し、申立人と二人で個人営業をしていた期間であり、厚生年金保険の任意適用事業所の届出は行っていなかった。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚一人は、「申立期間①当時、元所長が経営する個人事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が全く知らない間にD社において、厚生年金保険の被保険者となったとしていることについて、元所長は、「D社は、A社の下請会社であり、A社が倒産し、厚生年金保険の適用事業所でなくなったことから、D社の社長の配慮により、私と申立人の二人をD社の厚生年金保険被保険者とする事となり、その結果、申立人は昭和35年3月1日から36年10月1日までの期間、D社における厚生年金保険被保険者の資格を得るに至った。」と供述している。

- 3 申立期間②について、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和36年10月1日付けで資格喪失となっている者は、申立人とA社の元所長の二人であり、D社の事業主が申立人のみを誤って資格喪失を届け出たとは考え難く、同名簿にも不自然な点は見られない。

また、元所長は、「A社(本社：B市)と同一名称のE社(本社：F県G町)を昭和36年9月30日付けで設立登記した。」と供述しているが、D社において、申立人と元所長の二人だけが36年10月1日付けで資格喪失している点と時期も符合することから、元所長の供述に不自然な点は見られない。

さらに、元所長は、「昭和36年9月30日付けで設立登記したE社(本社：F県G町)については、当初、厚生年金保険の適用事業所の届出は行っていなかった。」と供述しており、申立人が名前を挙げた同僚一人も「申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録によるとE社(本社：F県G町)は、昭和37年6月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、E社(本社：F県G町)が厚生年金保険の適用事業所となった37年6月15日に申立人を含め6人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 4 このほか、申立期間①及び②の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

昭和 41 年 4 月 1 日に A 社に入社し、44 年 11 月 30 日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、42 年 4 月 1 日が資格取得日となっており、入社後 1 年間分が欠落している。A 社における給与明細書等の書類は残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が同期に採用された者として名前を挙げた 6 人のうち連絡がとれた 4 人について、本人が記憶している入社日と社会保険事務所の記録を比較したところ、全員が入社後 1 年後の昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業主は、採用後 1 年を経過するまでは厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推察できる。

さらに、申立人が同期に採用された者として名前を挙げた同僚のうち一人は、申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されることは無かったと供述している。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、当時の役員は連絡先が不明であ

るため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 10 日まで

申立期間は、A社のB部門でC業務の助手として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において、A社のB部門でC業務の助手として勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当時の複数の同僚は、「申立人は、C業務の助手として当該事業所に勤務していた。」と供述している上、別の同僚が、「C業務の助手はC業務職と雇用条件が全然違い、厚生年金保険の対象ではなかった。」と供述しており、申立人と同じC業務の助手であった同僚一人については、社会保険事務所の記録によると、申立期間における当該事業所での厚生年金保険被保険者としての記録が認められない。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、当該事業主に照会したところ、「当時の資料が無く不明である。」と回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所に保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿及び原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月から 13 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

平成 12 年 5 月に A 社に入社し、13 年 11 月まで勤務し、勤務していた間は、給与から社会保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における当時の複数の同僚の供述から判断すると期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは推認することができるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、申立人の義父である事業主に照会したところ、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとしているものの、その事実について、確認できる関連資料や具体的な供述を得ることはできず、当該事業所の役員及び同僚 4 人に照会したが、申立ての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所の給与事務等を委託されていた税理士事務所に照会したところ、「当該事業所に係る社会保険料控除や源泉徴収などの業務は、当税理士事務所で行っており、関係書類は保存していないが、事務処理上、給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所に納付しないことはあり得ない。」と回答している。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、B市役所から提出されたB市国民健康保険料納付状況により、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

なお、社会保険庁の記録によると、申立期間のうち、平成13年6月及び同年7月について、国民年金を申請免除していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 10 日まで

申立期間当時、A市B町にあったC社の下請のD社に勤めていた。冬期間は失業保険の給付を受けていたが、離職時には、国民健康保険に加入するように言われていたので、雇用期間中は厚生年金保険に加入していたと思っている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は、D社の事業主の名前を記憶していない上、一緒に勤務していた同僚3人の名字しか記憶しておらず、申立人が申し立てた所在地において「D社」という名称の事業所が適用事業所であったことが確認できないことから、社会保険事務所の記録において、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったA市E町の「D社」に勤務していたことが確認できる者の二人に照会したところ、「申立人の名前に記憶が無く、当該事業所における厚生年金保険の加入状況については分からない。」と述べている。

なお、申立人は一緒に勤務していた同僚3人の名字しか記憶していないため、これらの同僚を特定することができず、申立てに関する供述を得ることができない上、同僚3人の名字は、当該事業所の厚生年金被保険者名簿には見当たらない。

さらに、当該事業所は、昭和 37 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に

該当しなくなっている上、平成8年6月1日に解散しており、事業主等にも連絡がとれないことから当時の状況は確認できず、C社に照会したが、当該事業所が下請業者だった事実を確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の加入記録によると、申立期間のうち、昭和33年12月8日以降については、ほかの事業所における雇用保険被保険者記録が確認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 5 月 1 日から 28 年 9 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 3 日から 31 年 7 月 1 日まで

昭和 24 年 5 月 1 日から 45 年 8 月 16 日まで途中で退職することなく、A 社に継続して勤務していた。申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、保険料控除を確認できる給与明細等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 A社における複数の同僚の供述及び当該事業所が発行した勤続年数通知書から判断すると、申立人は、両申立期間①及び②について、当該事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 28 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、当該事業所の役員及び設立当初から勤務をしていた同僚等の 9 人全員が昭和 28 年 9 月 1 日に厚生年金被保険者資格を取得しており、申立期間①について、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡はない。

さらに、社会保険事務所の記録により昭和 28 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した 9 人のうち、連絡がとれた二人のうち一人が「当該事業所の厚生

年金保険新規適用事務はB担当役員であった自分が行った。申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料を給与から控除していたことは無い。」と供述している。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所に保管されている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和28年9月1日に資格取得している9人のうち、役員等を除く、申立人を含む5人が29年4月2日ないし同年4月3日に資格喪失していることが確認でき、役員等は29年8月の定時決定に係る処理がなされているところ、申立人を含む5人については、当該記録が無いことから、申立人を含む5人は、社会保険事務所の記録のとおり、29年4月3日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出が事業主より提出されたと考えられる。

また、申立期間②の直前まで厚生年金保険被保険者記録のある申立人以外の当時の事業主を含む8人のうち二人は、当時のことを記憶しておらず、事業主は既に死亡しており、残る5人は連絡が取れないことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、関連資料や供述を得ることはできない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
平成 9 年 2 月に受講した会社のライフプラン研修で、A社における昭和 36 年 11 月の 1 か月間の欠落を知り、社会保険事務所に出向き説明したが、厚生年金保険に加入していた事実が無いと言われた。一日の空白もなく同年 11 月 30 日まで働き、翌日の同年 12 月 1 日から次の事業所に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 36 年 11 月 30 日となっており、資格喪失日の記載に不自然な点は見受けられない。

さらに、当該事業所に照会したが、申立人に関する人事記録や給与台帳等の資料が残されていないため、申立人の在籍期間や厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

なお、事業主は「月の一日残して退職するとは考えられない。」としているが、社会保険事務所の記録により、当該事業所において、申立期間の前後 1 年間に厚生年金保険の資格を喪失した者 21 人（申立人を除く。）の記録を確認したところ、月初めの喪失者は一人しかおらず、その他の被保険者の資格喪失日もそれぞれである。

加えて、申立人と同じく資格喪失日が月末であった者に照会したところ、「当該事業所に月末まで勤務し、翌日から次の会社で勤務したことを記憶している。」と供述しているものの、最後の勤務日であったとする月末は、当該事業

所の休日である日曜日であったことから、この供述に信憑性は無い。

このほか、申立人の在籍期間や厚生年金保険料控除について確認できる同僚の供述等も得られず、申立期間における保険料控除の状況を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月1日から3年9月30日まで
② 平成4年4月1日から13年5月31日まで

厚生年金保険加入期間の照会をしたところ、申立期間①及び②について、加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶している。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、雇用保険の加入記録においても、申立期間①及び②における申立人の記録は無い。

2 A社に係る申立期間①については、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時から当該事業所で勤務している職員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している人事記録には申立人に係る記録は無い上、申立期間当時の同僚は、「申立人は、アルバイトのような雇用であったと記憶しており、厚生年金保険には加入していなかったような気がする。」と供述していることから、申立人は当該事業所において正規の職員として雇用されていなかったものと推測できる。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

3 B社に係る申立期間②については、申立期間当時の代表取締役及び同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の代表取締役は「B社は平成13年に倒産していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料は保管していないが、申立人は、入社する時に既に厚生年金保険受給年齢に到達していたことから、厚生年金保険には加入させていなかったはずであり、加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することも無かった。」と供述している。

また、当該事業所は平成12年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、C労働基準監督署において平成13年11月28日付けで当該事業所の倒産に伴う未払賃金の立替払事業の支給が決定されていることから、同署が保管する申立人に係る平成12年9月分から13年2月分までの賃金計算書及び同年3月分から同年9月分までの給料台帳を確認したところ、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できた。

さらに、申立人は平成5年に65歳に達していることから、当時の厚生年金保険の制度上、その後の期間については被保険者となれない期間である。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

4 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から同年 12 月まで
② 昭和 51 年 1 月から 52 年 5 月まで

A社に勤務していた昭和50年3月から同年12月までの期間及びB社に勤務していた51年1月から52年5月までの期間について、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。

しかしながら、それぞれの期間について間違いなく当該事業所に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、当時の給与明細書等は保管していないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

2 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月27日から同年8月26日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和50年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立人がA社に勤務していたことが確認できる期間においては、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した

事実は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和58年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認することはできない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人に係る当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は当該事業所が適用事業所に該当することとなった日である昭和50年12月1日であることが確認できる上、当該同僚二人を含む申立期間当時の同僚8人に照会したところ、このうち5人は、「A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、50年12月1日であり、未加入期間において、保険料が控除されたことは無かった。」と供述している。

3 申立期間②については、複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和51年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間のうち51年1月から同年7月までの期間において、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、「B社と同じ所在地において、C社及びD社という関連会社があったことから、そのいずれかに在籍していたのかもしれない。」と供述していることから、社会保険事務所が保管する、B社及び前述の2社の併わせて3社における厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、いずれの記録においても、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録により、B社は昭和52年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したところ、事業主から回答を得ることはできなかつた上、申立期間当時の社会保険事務担当者であった申立人の上司は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人を含む申立期間当時の同僚7人に照会し、二人から回答が得られたところ、「申立人と共に勤務していた。」との供述が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除については、二人共に、「全く分からない。」と供述していることから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人に係る申立期間にお

ける加入記録は無い。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月ごろから 37 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、両申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いと回答を受けた。

昭和 35 年 3 月ごろから 38 年 2 月末日まで、A社に勤務していた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の書類は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚に、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したものの、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかったが、同僚が記憶していた者に照会したところ、「前職を退職した直後にA社に入社したが、入社する時に、厚生年金保険にはすぐに加入させないと説明を受けたように記憶している。」との回答があり、この同僚に係る社会保険事務所の記録を確認したところ、前職に係る厚生年金保険の資格を喪失した直後の 22 か月間について厚生年金保険に加入した形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると 57 年 7 月 30 日に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和 38 年 2 月 28 日と記載されていることが確認でき、この記載内容に訂正等の不自然さはみられず、厚生年金保険の資格喪失日以後も勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、同僚等からもこれに関する具体的な供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月ごろから 37 年 12 月ごろまで
高校を卒業してから上京し、すぐA社に入社した。B職として、次の職場に移るまでの1年9か月くらいの期間、勤務していた。
厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、当該事業所における当時の社会保険事務担当者及び取締役に照会したところ、「申立期間当時においては、入社後一定期間が経過した後に、厚生年金保険を適用していた。」と供述している。

さらに、申立人と同時期に同じ高校を卒業し、A社に入社した同僚5人のうち厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人については、入社から1年6か月くらい経過してから資格取得している上、申立期間当時の取締役の供述により、在籍期間が1年6か月から2年くらいで退職したとする二人については、厚生年金保険の被保険者記録が無く、申立人が記憶している同僚も「1年くらいの見習い期間があり、その間は厚生年金保険料を控除されていない。」と供述している。これらのことを併せて判断すると、当該事業所では、申立期間当時は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月5日から33年1月20日まで
昭和26年5月から33年1月までのA社に勤務していた期間が脱退手当金を受給したことになっているが、受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月の前後2年に資格喪失した者6人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人について資格喪失日の約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月未満の昭和33年2月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 25 日から 36 年 1 月 1 日まで
② 昭和 36 年 1 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

昭和 33 年 4 月 25 日から 41 年 9 月 1 日までの厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金は受給していないので、当該期間を厚生年金額の計算に算入される被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性及び被保険者原票で昭和 39 年 11 月 1 日から 43 年 9 月 1 日までに資格取得した女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 41 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 7 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含めて全員が資格喪失日の 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は事業所が手続してくれたと供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 12 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 10 日から 47 年 6 月 20 日まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 2 月 10 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受けているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金は全く受け取った記憶が無いので、申立期間について年金額に反映される被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 49 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は②の期間に係る事業所を昭和 49 年 2 月に退職後、57 年 2 月から同年 6 月までの国民年金免除期間を除き、国民年金の第 3 号被保険者となる 61 年 3 月まで国民年金に未加入であり、年金に対する納付意識が高いとは言えない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 567

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 15 日から 38 年 2 月 23 日まで

平成 19 年 6 月に申立期間についての厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、脱退手当金が支給済みであると回答をもらった。

脱退手当金が支給されたという時期は婚姻改姓をしており、住所も移り地理不案内のため、社会保険事務所はもちろん金融機関へも行ったことが無い。

脱退手当金をもらったことは無く、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 人について資格喪失日の 2 か月から 11 か月以内に支給決定がなされており、そのうち 3 人は事業所が手続きしてくれたと供述し、その他の 2 人は事業所が手続きをしていたと思うと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後の昭和 38 年 4 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 25 日から 37 年 9 月 26 日まで
② 昭和 37 年 9 月 26 日から 38 年 4 月 3 日まで

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の脱退手当金が支給された期間となっているが、私は高校卒業後の昭和 30 年 4 月 25 日から A 社に勤務しており、同年 2 月 25 日からとなっている厚生年金保険の加入記録が誤っているほか、脱退手当金を請求した記憶も無く、また、受け取った記憶も無い。厚生年金保険の加入期間として年金を支給してもらいたい。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨社会保険事務所から回答を受けている。当該事業所には結婚した時も辞めることなく継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている資格喪失した女性 25 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 9 月の前後 5 年以内に資格喪失した者 6 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち 5 人について資格喪失日の 2 か月以内に脱退手当金の受給決定がなされている上、同僚 3 人は「会社から脱退手当金の説明を受けた。当時は結婚退職する女性は脱退手当金を受け取るのが当然のようになっていた。」と供述しており、申立人が名

前を挙げた上司も「結婚退職する女性が希望すれば、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間①に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和37年12月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人は当該事業所へ入社したのは高校卒業後の昭和30年4月25日であり、同年2月25日からとする厚生年金保険の加入記録は誤っていると主張しているところ、当該事業所は現存しておらず、事業主及び経理担当者はすでに死亡していることから、申立人の入社日に関する供述や資料は確認できないが、厚生年金保険被保険者番号払出簿、事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、加入年月日は同年2月25日となっており、「同年4月25日」は厚生年金保険被保険者証が滅失再交付された際の転記上の間違いであると思われる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録では、当該事業所は平成15年9月3日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、同年9月29日に解散している上、当時の事業主及び当時経理を担当していた者は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は婚姻前の氏名「〇〇〇〇」による健康保険厚生年金保険の被保険者資格が昭和37年9月26日に喪失され、その後、改姓された「□□□」として38年4月3日に新たな番号により健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間②において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が当該事業所のB営業所で勤務していた当時の上司が「申立人は昭和37年に結婚したが、退職した記憶がある。再度入社した時にC市からD市の営業所へ異動し、同じ職場で働いていた。」と供述しているほか、申立人が同僚として名前を挙げた以外の同僚も「申立人は結婚したとき退職したと思う。再び入社した時、D市で勤務するようになった。」と供述していることから、申立人は申立期間②について一度退社していることが推定される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 9 月 1 日まで

申立期間①については、A氏所有のB船に、申立期間②については、C氏所有のD船でE士として業務に従事していた。

給与明細書等、船員保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人が、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、申立人は、当時の船員手帳を所持していない上、両申立期間について一緒に乗船していた同僚の名前を記憶しておらず、事業主も死亡していることから、両申立船舶に乗船していた事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録から両申立船舶に乗船していたことが確認できる者に照会したところ、「申立人の名前には記憶が無い。」と述べている。

加えて、両申立船舶に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の両申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月ごろから 41 年 9 月ごろまで
② 昭和 48 年 12 月 16 日から 49 年 4 月 17 日まで
③ 昭和 49 年 7 月 10 日から 52 年 2 月ごろまで

申立期間①については、A社でB工事をしていた。申立期間②及び③については、C社（現在は、D社。以下同じ。）でE職をしていた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録及び同僚の供述により、昭和 41 年 5 月 7 日から同年 10 月 22 日までA社に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び一緒に勤務していたという同僚も所在が不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録等から確認できた申立人の上司及び事務担当者に照会したところ、「当該事業所は、事務職、施行技術者及び重機運転手等の特殊技術者は厚生年金保険に加入していたが、申立人は、日雇人夫として雇用されていたので、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べており、申立人が一緒に勤務していたという同僚についても、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は

無い。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、雇用保険の記録により、昭和48年12月16日から49年4月17日までの期間、同年7月10日から50年3月2日までの期間、同年5月8日から同年8月9日までの期間及び52年9月27日から53年6月15日までの期間はC社に勤務していたことが認められるが、50年8月24日から51年11月15日までの期間及び同年12月1日から52年6月10日までの期間は別の事業所に勤務していることが確認できる。

しかし、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、C社の事業主に照会したところ、「当該事業所の雇用形態には、正社員と従業員との二種類あり、申立人は職種から判断すると従業員だった。」としており、当該事業所の社会保険事務を取り扱っていた社会保険労務士も「就業者は全員、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険は正社員しか加入していなかった。」と述べており、申立人が一緒に勤務していたという同僚についても、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は無い。

さらに、社会保険事務所の記録等から所在が確認できた者に照会したところ、「自分の場合、最初は日雇扱いで入社し、その後正社員になってから厚生年金保険に加入した。」と述べている。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立期間③のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間については、申立人は国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

その上、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和42年8月24日から43年4月1日まで

昭和39年10月1日から45年2月26日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間の厚生年金保険の資格が欠落している。

私が社会保険事務手続きをしていたので、途中で資格喪失届を提出した記憶は無い。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人は、事業主の妻であり、給与を直接貰っていたわけではなく、給与額及び厚生年金保険料が控除されていたか否かについても記憶が無い。

なお、申立人は、自分で社会保険の事務手続きをしており、途中で資格喪失届を提出した記憶は無いとしているが、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料も保存されておらず、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、「申立人は知っているが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたか否かについては記憶が無い。」と述べている。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は厚生年金保険の資格取得及び喪失を繰り返しており、仮に、申立人の主張どおり、資格喪失届が提出されていない場合には、その後資格取得届が提出されるのは不自然であり、いずれの機会においても社会保険事務所が誤って処理するとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格喪失届等が提出されたものと考えられる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月ごろから 29 年 3 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 21 日から同年 5 月ごろまで

A社には、昭和 28 年 6 月ごろから 29 年 5 月ごろまで継続して勤務し、B 作業をしていたが、社会保険事務所の記録によると、29 年 3 月 1 日から同年 4 月 21 日までしか厚生年金保険に加入していないことになっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確では無い上、一緒に勤務していたという同僚については、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時は、正職員は全員厚生年金保険に加入していたが、臨時職員は加入させていなかった。」としており、申立期間当時の事務担当者も「申立人は、仕事内容から臨時職員と考えられるが、臨時職員は半年ごとの契約であり、厚生年金保険には加入させていなかった。しかし、臨時職員でも 1 年から 2 年経過して成績が優秀な者は正職員となり厚生年金保険に加入したが、正職員になると、仕事の量及び質が大変厳しくなり、女性はすぐに退職した人が多かった。」と述べている。

加えて、社会保険事務所の記録から、当該事業所に勤務していたことが確認

できる複数の者に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、「臨時職員の時、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、臨時職員として採用されたという者の社会保険事務所の記録を確認したところ、入社日から1年以上経過してから厚生年金保険に加入している。

なお、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得した49人について社会保険事務所の記録を確認したところ、29人（28人が女性）が申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、前述の同僚の供述を裏付ける記録となっている。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 31 日から 30 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 9 月 25 日から A 社 B 施設（現在は、C 社。以下同じ。）に経営者として継続勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間が欠落している。

厚生年金保険に加入した際の届書の控えがあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本（昭和 30 年 2 月 14 日会社設立）、申立人及び事業主の供述から判断すると、申立人が、申立期間において B 施設又は A 社 B 施設に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人は、病気のため、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除の有無及び厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述をすることができない。

なお、社会保険事務所の記録によると、B 施設は昭和 26 年 9 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるものの、27 年 3 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっており、また、A 社 B 施設が適用事業所となったのは、30 年 5 月 1 日であることから、申立期間は、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人以外に B 施設及び A 社 B 施設において厚生年金保険に加入している者が二人確認（いずれも故人）できるが、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、当該事業所及び社会保険事務所の記録からB施設に勤務していたことが確認できた者に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等については確認できない。

その上、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者名簿には、訂正等の不自然な箇所は見られないほか、申立人から提出のあった厚生年金保険資格取得届においても、申立人が昭和30年5月1日にA社B施設で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 20 日から 32 年 11 月 1 日まで
② 昭和 34 年 12 月 10 日から 35 年 8 月 13 日まで

申立期間①については、A社に勤務しており、申立期間②については、昼間はB社に勤務し、夜間はC社でD業務をしていた。

社会保険事務所の記録によると、A社及びC社に係る厚生年金保険の記録が欠落している。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 33 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、社会保険事務所の厚生年金保険記録を確認したところ、申立期間は別の事業所に勤務していたか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、そのうち所在が確認できた者に照会したところ、「申立期間は当該事業所に勤務していたが、申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も給与から控除されていなかった。」と述べている。

加えて、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、

申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が、C社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できた複数の者に照会しても、申立人の勤務実態については確認できない。

加えて、当該事業所でD業務をしていた者は「D業務職の厚生年金保険の加入状況については、全員3か月の見習い期間があり、その他にも、すぐに退職しそうな者、厚生年金保険の加入を希望しない者については厚生年金保険に加入させていなかったため、申立人のように他の事業所で厚生年金保険に加入している者については、それが判明した時点で厚生年金保険の資格を喪失させていたはずである。」と述べている。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から33年10月1日まで

A社（現在は、B社。以下同じ。）は私の生家で、学生時代から仕事を手伝い、卒業後も継続して働き昭和29年から給料を貰っていた。その後、妹達も勤めるようになったが、社会保険事務所の記録によると、妹達より後に厚生年金保険に加入しているのが納得いかない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において一緒に勤務していたという複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことはうかがえるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和29年12月15日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所に照会したところ、「申立人は昭和33年9月に退職した事務担当者の後任として正社員になり、その時に厚生年金保険に加入した。」と述べている。

加えて、同僚3人に照会したところ、「申立人は、申立期間については、店の手伝いをしていた程度で正社員では無く、その後、事務員が退職したので事務の仕事をするようになった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月ごろから 55 年 5 月ごろまで
勤務時期ははっきりしないが、A社に勤務し、B職としてC業務の仕事をしていた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 54 年 4 月 15 日から同年 10 月 25 日までA社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない上、申立人は厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確では無い上、一緒に勤務していた同僚等の名前も記憶していない。

なお、当該事業所は、「申立期間当時の厚生年金保険資格取得届の控えを確認したが、申立人の名前は記載されておらず、B職には見習期間があったはずである。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録により申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚等は、「申立人とは一緒に勤務していた記憶はあるが、時期までは特定できない。申立期間当時の厚生年金保険の加入についてはよく分からないが、B職には見習期間があったようである。」と述べている上、当該同僚等は、申立期間当時、当該事業所の従業員数は 50 人くらいであったとしているが、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数は最大でも 25 人であることから、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入

手続を行わなかったと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 20 日から 38 年 4 月 1 日まで

昭和 31 年 4 月 22 日から 38 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時の勤務場所は、B 社 C 支店の D 施設であった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社は、平成 7 年 2 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人は、当時、当該事業所において一人の同僚と一緒に勤務していたと主張するが、申立人は当該同僚の名字しか記憶していないことから個人の特定ができず、同人から申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存が確認された者 27 人に照会したところ、このうち 17 人から回答があったものの、当該 17 人のうち B 社 C 支店に勤務していたことが確認できた一人及び当該事業所の B 社 D 本社に勤務していたことが確認できた一人は、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた

ことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 16 日から 44 年 5 月 1 日まで
昭和 42 年 4 月 10 日から 44 年 11 月 20 日まで、A社においてB職として継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚等の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、現在、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったか、これに相当する状況と考えられ、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする事業主の実弟で専務と呼ばれていた者は、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、「自分は冬期間も継続して勤務していたが、失業保険を受給したこともある。」と供述しており、また、申立期間において当該事業所で被保険者であったことが確認できる者のうち、清掃員として勤務していたとの供述が得られた者も、「自分は申立期間は継続して勤務していた。」と供述している一方で、当該期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無いことを踏まえると、当該事業所では、季節労働者ではない者についても、冬

期間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えられる。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 49 年 2 月 1 日から同年 10 月 4 日まで、A社に勤務していたが、同年 9 月 1 日以前について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社ではB職としてC業務の仕事をしており、入社時から正社員であったと思う。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であった者の供述及び申立人の当該事業所での業務内容等に係る供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、D年金基金が保管する同基金の加入員台帳及び加入員番号払出簿により、申立人の同基金加入員資格取得年月日が厚生年金保険被保険者の資格取得年月日と同日の昭和 49 年 9 月 1 日であることが確認できるとともに、E保険組合に照会したところ、申立人の同組合員資格取得年月日も同日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 51 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚のうち個人が特定できた二人及び申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者

であった者のうち生存が確認された二人に照会したところ、このうち入社時期の供述が得られた二人は、それぞれ入社3か月後から4か月後、2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当該事業所では、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月から 30 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A市B局C課に臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、同市の臨時職員は必ず社会保険に加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、A市B局に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち生存が確認された一人及び申立人と同様に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 30 年 4 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得し、その後共済組合員となったことが確認できる二人に照会したものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち昭和 27 年 6 月から 29 年 5 月 1 日までの期間においては、地方公共団体の事務所は、都道府県知事の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることができる事業所であった。そして、社会保険庁の記録によれば、当該期間においてA市B局C課又は申立人に係る申立期間後の厚生年金保険の加入記録が確認できるA市B局D部E課が厚生年金保

険の適用事業所であった形跡は無い上、A市B局に照会しても、申立期間当時、同局が適用事業所となるための認可申請を行ったことを示す記録は無いとしている。このように、申立ての事業所は、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが記録上明らかである。

その上、社会保険事務所の記録によると、A市B局D部E課が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、既に地方公共団体の事務所が強制適用事業所となっていた昭和30年4月1日であり、当該事業所が、申立期間のうち29年5月1日から30年4月1日までの期間については適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者は、いずれも、同日以降に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 12 日から 30 年 4 月 1 日まで
昭和 28 年 5 月 12 日から 32 年 9 月 20 日まで、A省B局C事務所で勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が確認できない。当該事業所では非常勤職員としてD作業に従事していたが、正職員と同様の勤務形態で働いていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA省B局C事務所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、A省B局E部及びF共済組合G支部に照会したところ、いずれも、当時の資料は廃棄しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、いずれも、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、また、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存が確認された6人に照会したところ、このうち「申立期間当時は非常勤職員であった。」との供述が得られた5人は、いずれも、自身が記憶している採用時点から8か月後から1年10か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、このうち3人は、いずれも資格取得年月日が申立人と同日の昭和30年4月1日となってい

ることを踏まえると、当該事業所では、非常勤職員について、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 5 日から 35 年 10 月 1 日まで
昭和 32 年 9 月 5 日から 37 年 2 月 14 日まで A 社 B 支店に臨時職員として勤務し、C 作業や D 作業など行っていたが、社会保険庁の記録では、35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになる。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、E 保険組合に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、A 社 F 支店に対し、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時、臨時職員については厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答があった。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとする者二人のうち、所長であったとする者は、申立人が名字しか記憶していないため個人を特定することができないほか、上司であったとする者は、社会保険事務所の記録により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの既に死亡していることから、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

その上、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち生存が確認された 3 人に照会したものの、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られない上、当該 3 人は、自

身が記憶している入社日と社会保険事務所の資格取得日に係る記録を比較したところ、入社日からそれぞれ1年、1年5か月、6年遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社。以下同じ。）で作業員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該事業所では昭和 32 年 2 月 1 日から同年 3 月 22 日までの期間において被保険者であったことになっている。

申立期間②は、C社に作業員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、このうち昭和 32 年 2 月 1 日から同年 3 月 22 日までの期間はB社で被保険者であったことになっている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

2 申立期間①については、B社に照会したものの、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、A社の名称では厚生年金保険の適用事業所に該当が無く、一方、B社が適用事業所となったのは昭和 30 年 11 月 1 日であり、申立期間①のうち 30 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が、当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人は、社会保険事務所の記録によると、昭和 32 年 2 月 14 日に被保険者資格を取得、同年 3 月 7 日に同資格を喪失しており、申立期間①において当該事業所で厚

生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、「自分の入社時期についてもはっきりとした記憶が無い。」と供述しているとともに、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存が確認された二人に照会したところ、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、昭和30年11月1日から同年12月31日までの期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿においては、当該期間について健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難い。

- 3 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、C社は、昭和51年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、「申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているが、同人は、「申立人は、自分が当該事業所に入社した1年後から2年後に入社してきた。」と供述している一方で、社会保険事務所の記録によると、同人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の最初の資格取得年月日は昭和31年10月1日であることが確認できる上、「自分の正確な入社時期は記憶していない。」と供述していることから、これらの供述は、申立人が32年2月1日から当該事業所に勤務していたことを裏付けるものとは認められない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で被保険者であったことが確認できる者8人は、いずれも、既に死亡しているか又は連絡先が不明であり、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月3日から28年10月31日まで
② 昭和29年1月30日から同年8月31日まで

A社でB職として昭和21年4月3日に採用され、当該事業所が倒産する29年8月31日まで勤務したが、社会保険事務所の記録によると、28年11月1日から29年1月29日までしか厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にA社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間①当時の当該事業所の経理担当者からは、「当該事業所が適用事業所となったのは、昭和28年11月1日であり、それまでは、従業員から厚生年金保険料を控除していない。申立人も、申立期間①は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料を控除していない。」との供述があった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人も、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得は、申立人と同じ昭和28年11月1日となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無い。

また、申立期間②当時の当該事業所の経理担当者からは、「申立期間②当時は、会社の経営状態が悪く、事務担当者は皆辞めてしまっていた。このため、給与計算をする者がおらず、自分も給与をもらっていなかった。給与を支給していないのだから、保険料を控除しているはずがなく、申立人についても、保険料を控除していない。」との供述があった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人も、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失は、申立人と同じ昭和29年1月30日となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 5 月から同年 7 月まで
②昭和 34 年 5 月から同年 7 月まで

A 社会保険事務所に対し、昭和 33 年と 34 年のそれぞれ 5 月から 7 月までの厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入の事実が無いとの回答があった。

しかし、両申立期間当時、私は B 町にある C 社で D 作業（季節労働）をしており、同じ仕事仲間の二人は厚生年金保険に加入しているので、当該申立期間について厚生年金保険の加入事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 社において、両申立期間又は申立期間②と一緒に勤務したとしており、かつ、当該事業所において厚生年金保険の資格を取得していたことが社会保険事務所の記録により確認できる同僚二人の供述、及び申立人が所持する当該事業所における二人の同僚のうちの一人と一緒に写っている D 作業風景の写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が両申立期間に当該事業所で勤務していたことは推認することができるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的記憶が無い。

また、当該事業所では、両申立期間当時の厚生年金保険の被保険者名簿を保管しており、その内容は社会保険事務所が保管する同名簿と一致しているが、両名簿に申立人の氏名は記載されておらず、かつ、両名簿とも健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所の厚生年金保険の被保険者名簿から、両申立期間におい

て期間限定の季節雇用者が多数厚生年金保険の被保険者として資格取得していたことが確認できるが、当該事業所では「申立期間当時、2か月以内の期間を定めて雇用する季節雇用者でも厚生年金保険には加入させていたが、申立期間当時に正社員として勤務していた者二人から聴取した結果では、給与から厚生年金保険料を控除することを希望しない者がいた。」と供述していることから、当該事業所は、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者として適用除外となるこれら季節雇用者を厚生年金保険の被保険者としていたものの、希望により被保険者とししない措置を講じていたことがうかがえる。

加えて、両申立期間当時、当該事業所では、申立期間における季節雇用者の従業員数は不明としていることから、申立人が記憶している二人の同僚及び申立人の両申立期間に当該事業所において季節雇用者として勤務したとみられる被保険者7人に対して聴取した結果、「当時、季節雇用者全員が厚生年金保険に加入していたかどうか不明。」としており、申立人に係る厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。